

意見案第1号

朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

我が国は、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）に対し、累次にわたり、関連の国連安保理決議の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行動を行わないよう、繰り返し強く求めてきた。

このような中、先般、北朝鮮が国際社会の制止を無視して、水素爆弾と主張する4回目の核実験を行い、その後、事実上の長距離弾道ミサイルの発射を強行し、また、これに続き短距離ミサイルや中距離弾道ミサイルを日本海へ向け発射したことは、我が国に対する直接的かつ重大な脅威であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認できない。

これを受け、我が国は、今回、一昨年の日朝合意（以下、「ストックホルム合意」という。）の際に緩和した制裁を再開するとともに、新たに、送金の原則禁止や北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の日本入港禁止等の内容を盛り込む独自の制裁措置を決定したところであるが、北朝鮮は、ストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者に関する再調査の全面的中止と特別調査委員会の解体を一方的に表明した。

これまで、北朝鮮による包括的調査には、何ら進展が見られなかったところであるが、一刻も早い拉致被害者全員の帰国を実現させるためには、我が国独自の制裁措置が具体的な成果へつながるよう、米韓を初めとする関係各国との強固な連携のもと、速やかに実行に移すなど、厳しい態度をもって臨まなければならない。

よって、国においては、平成20年以来開催されていない六者会合の再開を目指すなど、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、国連を中心とする多国間との協議の状況なども踏まえながら、「対話と圧力」、「行動対行動」という一貫した方針のもと、制裁強化等の手段を講じて、日本人拉致問題の完全解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連